

第 1 2 回丹波市教育振興基本計画審議会

◇開 会 令和 6 年 8 月 2 8 日（水） 午前 9 時 0 0 分

◇閉 会 令和 6 年 8 月 2 8 日（水） 午前 1 1 時 4 6 分

◇会 場 山南住民センター やまなみホール

◇出席者

・会長	安藤 福光	・副会長	松井 久信
・委員	薦木伸一郎	久下 悟	池内 晃二
	岸田 孝広	酒井 陽祐	臼井真奈実
	高嶋 秀秋	木寺 章	江本 晃謙

〔事務局〕

・まちづくり部長	谷水 仁
・市民活動課長	山内 邦彦
・人権啓発センター所長	堂本 祥子
・教育長	片山 則昭
・教育部長	足立 勲
・教育部次長兼学校教育課長	山本 浩史
・学校教育課参事	小森 真一
・社会教育・文化財課長兼文化財係長	小畠 崇史
・恐竜課長	松枝 満
・教育総務課長	足立 安司
・教育総務課副課長兼企画総務係長	足立 真澄
・教育総務課企画総務課主査	蘆田 愛帆

次第 1

開会あいさつ

（事務局）

皆さん、おはようございます。それでは定刻となりましたので、第 1 2 回丹波市教育振興基本計画の審議会を開催いたします。

本日は大変ご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本審議会は原則として公開をしております。丹波市のホームページにも会議内容を掲載しておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

次に、議事録作成のために録音をさせていただいております。発言の際にはお名前を名のってから発言いただきますようお願いをいたします。会議は 12 時終了の予定でご審議賜りたいと存じます。

では、開会に当たりまして、丹波市教育振興基本計画審議会会長からご挨拶をいただきます。

（会長）

皆さん、おはようございます。一週間前の会議の内容を踏まえた、その修正と、あと、それ以外の箇所についてですが、前回、煮詰めきれなかった部分について、本日はご審議賜りたいと思いますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

次第 2

第 3 次丹波市教育振興基本計画（素案）の検討

（1）基本理念・基本方針の確認について

（会長）

それでは、次第の 2 番、第 3 次丹波市教育振興基本計画の素案に入ります。基本理念・基本方針の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料は素案冊子の24ページをご確認ください。基本理念につきましては、前回の審議会において、基本理念に込めた思いの部分のところを削除することになりましたので、削除した後の余白の使い方、どのようなものにするか、事務局に一任いただいたところですが、新しくイラストを挿入しております。このイラストは、それぞれのふるさとがあるということ、いろいろな人、いろいろな「しあわせのカタチ」があるところをイメージしています。それぞれの個性を持って集まっているようにも見えますし、シンプルな図形とすることで、いろいろな想像ができるのかなと思っています。また、理念のほうにも使っている「しあわせのカタチ」、片仮名書きにしているのですが、「カタチ」というものがいてくるかなと考えています。

次に、26ページ、27ページをご覧ください。基本方針につきましては、前回の審議会でご審議いただきまして、削除したところと追記したところを赤字で記載しています。また、ウェルビーイングという言葉が難しく、例えば、幸福感といったような分かりやすい言葉に変えてはどうかというような意見もいただきました。この点につきましては、事務局としても改めて検討したところではございますが、ウェルビーイングという言葉は、国や県の計画でも使用されておりますので、ウェルビーイングのまま残してはどうかと考えています。この辺のところをご審議いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、今、ご説明いただきました24ページ、25ページの構成部分ですね。それと、あと今、特に26ページ、27ページについては、前回の審議会を踏まえての内容に変更があったということと、ウェルビーイングという言葉については、事務局としてはこの言葉を使いたいということでした。このあたりについてのご意見、もちろんそれ以外についてのご意見等もありましたら、よろしくお願いします。

(委員)

27ページの基本方針の3点目、今回から「社会教育」の「社会」を除いているということですね。こちらのウェルビーイングに関して、前回の議論の中で、「個人と地域全体の」という表現があったものを、ここは「地域全体のウェルビーイング」という表現でよいのではないかなということで、私はその時点ではそれでいいのかなと思っていたのですが、多分、もともとこの計画の少し前ですね。ウェルビーイングの説明のところに書かれている、23ページのところでは、やっぱり個人のウェルビーイングが実現されることによって、その個人の集合体としての場や組織のウェルビーイングの高い状態が実現されるという表現が出ていますのです。確かに文部科学省の資料とかを見ると、個人のウェルビーイングの実現と地域全体のウェルビーイング、もしくはその組織のウェルビーイングの向上みたいなのは、特に社会教育のほうで、表現で確認してみると、もうワンセットで書かれている部分もあって、ということをもう一回考えたときに、やっぱり個人のウェルビーイングと地域全体のウェルビーイングという表現は、もしかしたら残しておいたほうがいいのかというふうなことを、改めて、前回はちょっとこれでいいかなと思ったのですが、ちょっとよくよく読み返してみても全体の流れを確認したときに、そっちのほうがいいのかなと、私自身、ちょっと今、思っています。また、皆さんとちょっと意見交換したいなと思います。

(会長)

それ以外についていかがですか。

(委員)

今、言われましたように、「個人」をやはり残すべきかなと思います。

というのは、その46ページの解説の中にも「個人」という言葉、入っていますので、用語解説に書いていますので、そういうことも考えましたら、統一性ということで「個人」残しとくほうがいいかなと思ったりしています。

(会長)

そのほか、いかがですか。

今、お2人から、この3番目のところについては、「個人の」というのは復活させたほうがいいのかというご意見がありました。

私はなくていいと思っています。というのも、前回の会議のときに、2番目のところが個人で、3番目のところが地域コミュニティと明確に分けて具体化しようという議論があったと思います。ですから、2番目のところに個人のウェルビーイングとか書いてあって、この3番目のところには、コミュニティ、そういったいろいろなところ、2番目の含まれた人の集いのコミュニティというところで、ウェルビーイングを図ろうという、ある意味、こことこの手と手を取り合っているのと、人と人との電球の箇所というのは、より密接な関連をしていると思うのですよね。ゆえに、29ページ以降もやっぱりこれが多いのですよ。ピクトグラムとしては。ですから、ここ、私は前回、決められたように、「個人」というのを取っていいのじゃないかと、私の意見ですけども。そのほかの方の意見はいかがでしょうか。

これについてのまとめは後にするとして、そのほかにご意見ありますか。絵になっているところですか、その辺も前回、レイアウトのこの話になりましたけれども、いかがでしょう。

(委員)

24ページの基本理念の文章の下に書かれているイラストというのは、これは質問なのですが、これ、何ですか。

(事務局)

前回の審議会でも言わせていただいたのですが、もともと基本理念の下にポエム的なものを書いていたのは、その基本理念のイメージを膨らませるためのものだったと。だから、ぼやとしていたものもあったのですという話をさせてもらって、そこにちょっと具体的な文章が入ってしまったことによって、右側の説明と重複してしまうことがあるのでということで、削除させていただきました。

結局、そのイメージを膨らませるというところで、こういうツールを設けさせていただいたのですが、三角形と四角形と円が描いてあります。というのは、「しあわせのカタチ」がそれぞれですよということをイメージさせたことで、こういう図形を持ってきました。いろいろ考えました。さらに台形や平行四辺形やらって考えたのですが、図としてもまともになくということもあって、数的にいうと、二等辺三角形と正方形と円という形で、それにいろいろな色づけなどしてまとめさせていただいたということです。「しあわせのカタチ」イメージ図だと思ってください。

(委員)

ありがとうございます。ということは、このデザイン自体は事務局デザインということで理解してよろしいですか。ちょっと何か著作物みたいな。

(事務局)

この素材自体は市長部局の広報でも使っております素材集から持ってきたものでありますので、使用可能なものとなっています。

(会長)

今、説明を受けると、なるほど、そういう意味だったのかとよく分かったので、私は納得をすることができましたが、これ、背景に色をつけたらやっぱりNGなのですか。何か白に図形があったらちょっと。何かもうち

よつと薄い青とか薄いピンクとかでバックがあると、何か暖かいなという感じが個人的にはしていますけれど。色、変えたらやっぱりアウトなのでしょうね。その辺ちょっとまたご検討ください。そのほかにご意見ありますか。この図について。

(委員)

24ページのところからですけど、面白い図だなと思って見せていただいているのですが、僕は割とこの形は仕事上もよく見て、整っているなと思う、この幾何学的な図なのですけど、この前の山もそうですし、こういう図もそうだと思うのですが、イメージを膨らませたり、読み手にいろいろなことを考えてもらったりするような、ヒントになるものだと思うので、どうしてもその図が持つ、元々のイメージに引っ張られるようなことはあると思います。

そうすると、さっきの次長、図としてのまとまりがなくなってしまうので、このぐらいでとおっしゃったのですが、並んでいるのも整然と割と並んでいると思うし、できている形も3種類ということなので、「しあわせのカタチ」というか、ある程度まとまったというか、限定されるような、そんなふうに私はちょっと印象として思ってしまった、そう思われる方がほかにもあるのかもしれませんが、この「しあわせのカタチ」は人それぞれ、地域それぞれであってほしいと思うので、もう少しいろいろなものがあってもいいのかなと。もちろん形は色も含めて形ですと言えるとも思うので、これは駄目なのかといたら、そういうわけではないと思うのですが、僕の思いとしては、もっといろいろなものがあってもいいのかなと思ったりはします。

発言したついでに、先ほどのウェルビーイングのところにも関係すると思うのですが、私は会長が言われたような、個と、それからグループというふうに分けられた、この二つの三つ目という位置づけで取っていたので、「個人の」というのは、なくてもいいのかなとは思ったところなのですが、五つの基本方針の並び方なのですが、上が三つ、下が二つと、今、並んでいるのを、もし、これを体系図が山の形のほうを採用されるのであれば、山というのは末広がりですし、上が三つ、下が二つよりは、上が二つ、下が三つのほうが、収まりがいいかなと感じるところです。

ただ、そうすると、このウェルビーイングに関連するこの二つの項目がちょっと離れちゃうので、そこはどうしたものかなと思うところです。この青色で示されているもの、手の上に花が乗っている、これはちょっと一番真っ先に持ってきていたいところかなと思うし、場合によっては真ん中に置いてもいいのかなと思うようなものなのですが、その位置づけはこの背景については、もうひと工夫があってもいいのかな。なくても特別、このままだも駄目ということもないですけども、図はやっぱりそれが持つイメージに読み手が引っ張られるので、そういうところにつながるような図やったらいいなと思いました。

(委員)

今の意見を受けて、私もそうだなと思った部分があって、「しあわせのカタチ」という表現をあえて片仮名にしている部分もあるので、今のやつとかも、はっきり図形としてはいろいろ貼っちゃっているから、形になっちゃっているじゃないですか。丸とか三角とか四角とかって読み取れてしまう。その隣でもう少し、形になっていない形というのか、何かそういった表現もあってもいいし、何か重なり合うとか、補完し合うとか、支え合うとか、何かそういう表現もあってもいいのかなというのを、今、思いました。もう少し何かいろいろなバリエーションがあってもいいのかな、ぐにやぐにやぐにやとか、形になっていないものとかそういうのもいいという気がしています。

さっきの、せっかくなので、ご意見返す形で、基本方針の並びの件はそうだなと思いますし、山の形にするなら、末広がりがいいかなと思ったときに、私、個人としては、やはり２番目の基本方針が一番網羅的なところで、レイヤーがほかの方針とは違うかなと思うので、これが多分、上にちょっと突き出てくるかなと思ったときに、紙面のスペースが可能であれば、３段構成できるかなと思っています。２番目の方針が上に飛び上がって、あとは二つずつが２段に並んでいくというのがいいのかなと感じました。

(委員)

基本的に、この振興基本計画におきましては、いわゆる教育基本法に基づいて、作成は努力義務という中で、いわゆる法規範ではないと。そして、いわゆる通常の計画であるというようなことは認識しとるわけですが、こういうのは結局、読者と作者がつくるということになっておる。そのようなこと考えましたら、ここで、どうなのですかね。どう入れ替えても正解というものがないわけなので、事務局が一生懸命、考えてくれたものやから、それを取り入れたらいかんのですかねと思いますけどね。

(会長)

要は原案のままでいいのじゃないかということですね。

(委員)

はい。委員だけでまばらになるのやから、読み手はさらにいっぱいおるわけですから、この意図は通じないと思いますので。そんな言い方したらいけませんのやけど。

(会長)

いえ、それも大事なご意見ですので。そのほかにご意見ありますか。

それでは、ちょっと一つずつ確認をします。

まず、最初に話題になりました、三つ目のところに「個人」というのを入れる、入れないということについては、入れないという方向で、要は原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。

そして、図についてなんですけれども、委員の皆さんがおっしゃること、２４ページのほうですね。委員の皆さんがおっしゃるご意見も分かりますし、事務局のほうの意図も分かる部分があります。

ですので、ここはパブコメが入りますけれども、パブコメはこれで出していたいて、その間にちょっと事務局には、ほかの図もあるのかどうかというのをご検討いただいて、第１３回の審議会のときにパブコメの意見も踏まえて、最終的に決定ということでよろしいでしょうか。

２６ページ、２７ページのレイアウトについても、一応、現状のままでパブリックコメントをして、また最適なレイアウトとか並び方というのも、これもまた事務局にもう一度検討いただいて、最終的には最後の審議会のときに、いま一度、委員の皆様からご意見を頂戴して決定したいという方向にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。

それでは、一つ目の基本理念・基本方針の確認については、そのようにさせていただきたいと思います。

(２) 丹波市の教育のめざす姿（体系図）について

- (会長) 続いてです。(2) 丹波市の教育のめざす姿(体系図)について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。
- (事務局) 資料につきましては、別紙で置かせていただいています。「丹波市の教育のめざす姿」のホチキス留めになっている部分になります。
- 前回の審議会で提案した3案に、本日は最後の裏面になりますが、図形にしたものも加えております。また、一番上のものには、基本施策の項目を入れています。別紙の裏のページの図形にしたものですが、事務局で一旦、作成はしてみましたが、素案の3ページ、こちらのほうをご覧くださいますと、「計画の構成」としているところがありますけれども、これと同じような形にはなっています。こちらは構成としていますので、具体的な方針や理念の言葉が入っていないところにはなりますが、事務局としては、やはりイメージのような柔らかいものがあつたほうがいいのではないかなと考えています。ご審議いただきますよう、お願いします。
- (会長) ありがとうございます。
- 今日、修正していただいた案については、前回、基本計画の10個を入れたほうがいいのかないかなというのが反映されたバージョンで、この山で雨という、恵みの雨とっていいのですね、これは。今度来る台風のようなああいうのではなく。そういった意味合いでの図ができていますけれども、いかがでしょうかということですね。
- 事務局としては、やはりこの柔らかいイメージを持ってもらえる図は入りたいという、そのような意図はあるということでもあります。ご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。
- (委員) 10個、基本施策のまとめていただきまして、とてもつながりが見えるになったのかなということ、具体的に何をするかということは、皆さんに知っていただけるようになったかなと思うので、これでいいかなと思って、情報としては、これでいいのかなとは思っています。
- 私、個人的には、最後、もう文字だけで示すというのは分かりやすいなと個人的には思っています。山と思ってしまうと、要するに、何かその意図する部分がこれだけだと十分に伝わるのかどうかということも気になっているところです。皆さん、ちょっと意見交換してもらって、決めていただいたらと思います。
- (委員) 今さっき言いました、計画は規範ではない、法規範ではないのですが、この絵をいっぱい取り込みますから、堅さがなくなるのですよね。計画自体の堅さが。というようなイメージができてしまうのじゃないかと思います。そして、なおかつ、いろいろこれを読みましたら、児童生徒さんがされた絵がいっぱい入ってきますので、この計画という堅さが抜けてしまうのじゃないかと思ったりするのですけれど。そういうようなイメージです。各パブコメで回答を求めたほうがいいのかないかなと思うような感じもしますが。
- (会長) 堅いほうということですね、全般。
- (委員) 計画というのは、本来、堅いものであるべき。個人的な考え方でおるので、そういうような考え方。努力義務なので、基本的に法規範ではないということになりますので、柔らかさがあってもいいのやと。こればかりは受け取り方の違いなので、私、個人としての、計画、いろいろつくって

きた者としては、堅いのが計画であるというイメージが、時代が変わってくるかも分かりませんが。

(会長)

幾つかの自治体で、関わっていますけど、本当、自治体によります。堅さの中に柔らかさを持ってくるところもあるし、もう本当にシンプルイズベストみたいな感じでやるところもありますので、ここは多分、事務局の、本当にお考えの出るところなのかなと思いますので、私はどちらでもいいのかなと思います。

(委員)

そうですね。ちょっとやっぱりこの図を考えるに当たって、一つ確認しておきたいのは、恐らく例年どおりやれば、教育振興基本計画の概要版をつくると思うのです。概要版でどう表現していくかということも、当然、検討したらいいと思いますし、あと総合計画では誰でも読みやすいようなバージョンでもつくっていらっしゃるのですね。恐らく子どもたちを中心に読んでもらえるような、そういう概要版もつくる予定をされているかどうかをまず確認していいですか。

(事務局)

子ども用のパンフレットをつくるのか、それをもって概要版にするのか、その辺はちょっと未定ではありますが、概要版というものはつくりたいと思っています。

(委員)

それも議論してもいいという感じですか。ここで。そういうのもあったほうがいいのかという結論に持っていったら検討していただけるという感じでいいですか。子ども用もあったほうがいいのかみたいなことをこちらで整理したら、事務局として検討していただけるのですね。

(事務局)

概要版については、事務局が書かせていただくことになると思いますが、概要版がどのようなものがあつたらいいのかということにつきましては、議論いただけたらと思います。

(会長)

概要版の有無については、私、この間、他市のこの会議では、一般市民が読むと、これは分かりづらいのでつくったほうがいいのかという意見が出て、じゃ、つくりましょうかとなりました。そのときに、さっき言っていたウェルビーイングというのを、日本語っぽい訳し方しましょうかとか、何かもうちょっと違う言葉で分かりやすくしましょうかというので、概要版をつくるという話にはなりましたけれども、ちょっとつくる、つくらないは今日ちょっと時間も限られていますし、今日、終わらせないといけないので、概要版のことについては、また次回でもいいのかなと思いますけれども。

どうでしょうか。この28ページのデザインについて。28ページというか、今日出てきているものですね。特にこの10個のちゃんと施策が載っているバージョンについて。

委員は概要版つくるのだったら、概要版でこの図を使えばいいじゃないかという発想でもあるということですか。本物はこっちにして。

(委員)

そうです。概要版でもっと煮詰めればいいのかないかなと思います。ここで、本計画版で載せるかどうかというの、ここで決め切るよりは。概要版の中でもっとスペースをちゃんと取って、見開きぐらいで。大きく。

(会長)

ここはこっちでもいいのじゃないかと。

- (委員) シンプルで、後々、使いやすいかなと思って。こっちのほうが何かシンプルで。
- (会長) そのほか、ご意見ありますか。
- (委員) 私もこの3つを見せてもらったときに、最後のやつがシンプルで、すごく分かりやすいなと思ったのです。計画を見ていたら、どこかに何か目移りするじゃないけれど、どこかに目移りしてしまっていて、本当にこれがしっかり読んでいかないと分からないところもあったりするので、これだったら、一目見たら、基本理念はこれなのだなということがよく分かっていいんじゃないかなと、ぱっと見て思いました。
- (事務局) 事務局でこれをつくったときに、先ほども出たのですが、3ページとの重複というのが気になっていまして、ここに一応、施策体系は簡単には書いてあって、それを前、図じゃなくて、こういう形にしたときに、さらに詳しくはなっているのですが、雰囲気完全に重複してしまっているんで、あえて入れる必要があるのかなとか、3ページにここまで書き込んでしまったらどうなのだろうとかいうようなことは、ちょっと議論になりました。そこも含めて、ちょっと検討していただければありがたいです。
- (会長) 今、事務局からお考えをお聞きしましたがけれども、それを踏まえていかがでしょうか。
- (委員) 3ページは「計画の構成（施策体系）」と書いてあります。この計画というのは、この関係は、「丹波市の教育のめざす姿（体系図）」となっています。そうしたら、今回、「計画の構成」というものが「丹波市の教育のめざす姿」に変換してきているからややこしいのです、今。計画策定について、これ自体は、基本的には計画策定の姿図なのですよね。「丹波市の教育のめざす姿」とか書いているのですかね。と思ったりするわけです。だから、これは重複という考え方にするのか、もし重複であれば、これをもう一回、見直さなアカンじゃないかと思ったりするのです。
- (会長) 委員としては、要は最終的には、どちらのほうが。
- (委員) 最終的には、今、いわゆる最後に提案される「丹波市の教育のめざす姿（体系図）」というものがいいと思うのですが、そのときに、今、言われました3ページが出てきますという話であれば、これは「教育のめざす姿（体系図）」という言葉がどうなんかなと、初めから思っていたのですけどね。いわゆる3次の基本計画のつくるのこれですかね。この基本理念はあくまでも計画をつくるための基本理念ですからね。これが「丹波市の教育をめざす姿」という名前、「体系図」という名前に変わってきているけど、このあたり、ちょっと初めからすごく疑問があったのですけどね。
- (会長) どういうことですか。
- (委員) 基本的にはこれ、基本理念とか、それ考えたのは、いわゆるこの計画、第3次基本計画をつくるために、基本理念を持って、計画が出来上がってきたということですね、これ。これがすなわち未来永劫、丹波市の教育のめざす姿なのかなと。

- (会長) これは、だからここ5年ですよ。今後5年の目指す姿のことを言っている。5年を抜いているだけで、これ、未来永劫ではないです。
- (委員) だから、そういうのを考えたときに、これはあくまで基本計画、今度つくる推進基本計画のいわゆる5年間のいわゆる基本理念であり、基本計画であり、基本施策であるという解釈をせんといかんと思っတာなんですけれど、そこに、それはあくまで3ページにそれが書かれてありますよという考え方になるので、5年間という。これが、落ちてきてないわけですね。こっちに関しては。独り歩きしとるのですね、これが。独り歩きというよりか、これがあったときに、そうしたら、ダブるということになったときには、あくまでこの計画の中に入れるのだから、これが5年間とか、そういうものが入ったり、おかしいのじゃないかなという気がするのですけどね。そういうのはいろいろ出てきます。だから、このまとめ方というふうに対しましては、今度、言葉の使い方がどうなんやという話まで展開しないといけないというふうに戻ってしまう可能性があるのです。
- (会長) このあたりは、なので、ちょっと表題のタイトルをもうちょっとするというのは必要かもしれませんけれども。
- (委員) 欠席を何回かしてしまってすみませんでした。
委員さん、基本計画のこの基礎10項目を最初に載せてあるのですが、これは後の2ページ目、3ページ目の図にも入れてもいいという考え方で大丈夫ですか。ここは、ここだけには10項目、ここ載っているのですけれど。
- (会長) 参考で入れているのだと思います。
- (委員) なるほど。参考で入れていただくのであれば、先ほど事務局が3ページから重複というのあって、その話を聞きまして、「丹波市の教育をめざす姿」と、「姿」ということは、ちょっと僕の個人的な意見でいうと、図を入れてもらえたらうれしいなということで、委員さんがこの10項目を入れた上での、ここはめくった2ページ目が、この太陽がぼかぼかしている感じで、その一番下には、その委員さんのその10項目を入れていただいたら非常に何かいいのかなと。議論とはまたちょっとまた別の角度から言ってしまうかもしれませんが、「姿」となっているから、図があったほうがよろしいなということで。
- (会長) いろいろな意見が出るのはすばらしいことですので。より多くの考えを述べてください。
- (委員) 事務局がおっしゃる、3ページと今回のその体系図で示されたされたもののすみ分けというか、なのですが、私も3ページの1章の第3節については、計画の構成とか考えてくれてこの部分になりましたよという捉えになるのかなと思って、最終的に、ずっとこの計画を立てていって、いわゆる進めていく中で、最後の最後で、その体系図、今日提出していただいたものが具体として出てくるという捉えでいけば、話ができると。ただ、そうすると、今、その体系図、28ページに入っとるのですが、28ページではなくて、この10項目、基本施策の10項目を入れるのであれば、もっと後ろになるのかなと。ページの構成が。だから、全部、言った後で、一応読み進めてきたけれども、結局、全部具体でいうと、この図ですよというふうな示し方になるのじゃないかなと思います。ただ、10項目が入

った時点で、ページの後ろに持っていけないといけないのかな。それを第4章の最後に持っていくのか、第3章の最後にやっぱりちょっとまた検討が必要だとは思いますが。

(会長)

ありがとうございます。

第4章のときに持ってきてもいいとか、第4章の後、第4章の初めとか。

(委員)

もう最後がすっきりするのかなというところは全部やってきて、最後、こういう体系図ですよというほうがいいのかなどと思うのですが、どっちがいいかな。どっちもありなのかな。3章の最後か、4章の最後か、どっちかなという意見です。

(会長)

面白い意見です。私は正直、このところはどっちでもいいのですが。要は3ページに書いてあるものに、ある意味、中身を入れましたよというのが、この今日の出てきた新しいもの、シンプルな図だと思うのです。

今、委員がおっしゃったように、そういうのをもっと視覚的に分かるようにしたのがこれですという解釈で、だから、両方、実は存在し得るのかな、なんていうのも、今ちょっと改めて聞いて思ったところであります。ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございますか。どうでしょう、委員、前回、山についてというところで、いろいろご意見を伺いましたけれども。

(委員)

僕の思っている山というイメージが、もうちょっと柔らかく考えていいのかなというふうに、前回、終わった後に振り返るところでして、どうしても絵があると、僕はその絵のイメージに引っ張られるというのか、そういうために絵はあるのかなと思いますし、できたら、明るいほうがいいなという思いです。雨より太陽のほうが、太陽の日差しが降ってくるというのでも十分、降るということになるし、もちろんお日さんの光だけではなくて、水も必要ですし、三つ目に、地層があって、これが丹波市らしくて、僕、すきなのですが、土ということも大事にしたいし、丹波市が、何というのかな、大切にしたい視点が三つあるのは、上から降ってくるばかりじゃなくて、下から攻めてくるものもあるといいのかもしれないし、いろいろなことを総合して考えたら、あまり山、程々の山じゃなくてもいいのかなと思ったり。自分のイメージで広げていけばつながるなという、ちょっと反省も含めてしたところなのですけど、工夫すれば幾らでもできるかなというのも、図を使った表し方のメリットであり、難しいところかなと思っています。

(会長)

今の委員のご意見を踏まえるならば、私であれば、多分、太陽とこの雲、雨が多分、要は、何というか併存というか、同居したような絵になるのかなと。そして、その地層がいいなというところと言えば、基本理念のところの説明でちょっと使っている言葉だったと思うのですが、要は多様性、こどもまんなか、ウェルビーイングが多分、上から来たほうがいいと思うのですけれども、やっぱり丹波市のひと・もの・ことというような言葉をこの地層に置いたら、要は丹波というところ、何というのですか、その土壌というか、舞台にこういった教育の理念とかで、雨水とか浸透して、そこから木が生えてくるというイメージにはなるのかなと思います。全部盛り込んだ、私の妄想を申し上げました。

その他、ご意見ございますか。

すみません、ずっとこっちが喋っていますけど、事務局としては何か。今、新たな意見がいろいろ出てきたので、何かお考えを。

(事務局)

事務局で検討した経緯だけお話しさせていただきたいと思います。

この前にご意見いただいて、こういう図の形に、4ページの形にしたときに、3ページ目とかぶるのではないかという話が1点ありました。もともと一番初めにやらせていただいたときには、この体系図というのはなかったわけで、それを審議会の中で話していただいて、今回追加で出ないのは分かっているけれど、何か全体的に表すものがあつたほうがいいのではないかという話をいただいて、図という形で、3ページと分けたというやり方をしましたということです。なので、今回、こういうご意見をいただいて、また重複したときにどうしようかなという悩みが出てきたということが1点です。

それから、この前のご意見いただいて、山に意味を持たそうと思って、道をつくって、人も登らせて、上に旗を立ててということもやってみました。事務局の中で。もうごちゃごちゃして、何か全く分からないし、あまり意図的なものを持たさなくてもいいのかなと。こっちの思い入れとかいうのを、どの辺まで入れたらいいのかなということを考えましたので、今回、削除しています。

3点目です。前回、事務局案は雨ですと言わせていただきました。確かに雨に暗いイメージを持たれるとか、太陽のほうが明るくていいよねというイメージを持たれる方もあると思います。事務局案が雨ですといった理由について。この前、言わせてもらったとき、山にするのだったら、やっぱり頂は理念がいいということです。雨ならば、上から下に染みわたって、川になるということがあるので、太陽の光がそこで止まっちゃうのですが、雨は循環するというイメージがあつて、雨にしていると。なので、それがまた、意図を持たせ過ぎるという意見になるかもしれないのですが、そういう意味で、事務局は雨が一押しですという議論になっていますということだけお伝えしておきます。

(会長)

今、事務局から、議論の経緯ですとか、この図に持たせた意味というものを改めてご説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。

(委員)

まず、最初の3ページの関係に関しては、3ページは、この計画がどういう構成でできているのかという説明だと思うので、これはこのままあつても全然、違和感はないかなと思っています。

その上で、この体系図のほうなのですが、ちょっと今の状況、やっぱり客観的に見てみると、まだじっくり来てないのかなと思っていて、もう少し時間かけられるのだったら、そのパブコメ受けてから、また、もう一回考えるのとかでもいいのかなと。何か山つてもものに対するイメージ、やっぱりまだ漠然としたものが、それぞれ委員さん、感じたのもあるのかなと思っていますので、やっぱりこういう絵で表すなら、本当に必要なのだよと、丹波らしい、何というか、表現、絵的な。デザインとして丹波らしい表現みたいなのも必要かなと思っていて、何かもう僕は山に、すみません、この前の議論もあるので、あんまりひっくり返すのもよくないと思うのですが、もう山じゃなくても、何か丹波市全体像、マップで示すとか、何か見て丹波市と分かるような、人々が学びを通して自分らしく過ごしているようなイメージの絵みたいなものを載せていってもいいのかなと思っています。

そのときに、ちょっと僕、ふと思い出したのは、社会教育・文化財課で、ご存じだと思うのですが、TMKというボードゲームを昨年度つくられたと思うのです、高校生と。そのボードゲームのマップが丹波市のマップなのですが、何かそういったもの、ある程度、オープンに丹波市のマップ

を表現していて、人が書かれていたり、動物が書かれていたりしているの
ですけど、ちょっとすみません、今、資料がないので、お見せできない
のですが、何かそういったもので、何か丹波市の全体像を示しつつ、何か
そこで、こういう教育を実現するみたいなことって表現できたら何か、イ
メージというか、分かりやすいかなと思います。ちょっとこの山だけがど
うしても、皆さん、共通で持っているイメージがないので、かえって伝わ
りにくいかなという印象を受けました。

(委員)

ちょっと聞くのですが、パブコメのときに、この図を全部並べていくと
いうことはできへんのかな。どうやったかな。分かりやすい説明、読み手
が分かりやすいやつであるということになつとるのやけど。ここで決めか
ねるやつをパブコメでどうですかというのは問えへんかった。どうやった
か。

(事務局)

今、委員さんが言われたのは、パブコメで選んでもらったらどうだとい
うような意見だったと思うのですが、やっぱりそうではなしに、パブリッ
クコメントはあくまで原案に対して、どう思われるか、意見を言ってもら
う場ですので、そこに選んでもらうというのは多分ないだろうと考えて
おります。

(会長)

そのほか、いかがでしょう。

(委員)

結論からいうと、僕このホチキス留めの1枚目の原案に賛成しています。
いろいろなご意見があると思うのですが、僕の中で整理しているのは、ま
ず、一番後ろの山もしくは雲や太陽が一切ないものがシンプルで見やすい
のは、それはもう僕も分かっているのですけど、そこにちょっとした柔
らかさとかイメージを添えようという方針で入ったと思うので、何かしら
のものがあつたらというのが一つです。

僕も、前回のときには、太陽のほうがいいなとちょっと思っていたので
すけれど、前回も先ほど事務局から説明されたように、雨なら麓まで水分
というか、水が流れついてというのは、なるほどな、と僕は納得していて、
そこはもう雨でもいいかなと思っています。

先ほど、委員が理念とか方針がちょっとごちゃごちゃして、はっきり見
にくいという意見も確かにあるかなと思ったののすけれど、それを24ペ
ージからずっと理念はこれで、方針はこれだというふうにしてあるので、
ざっと一目で分かるようにしたものが体系図と思っているので、これはこ
れでよいかなと思っています。

先ほどの24ページの、今日、事務局が提案してくれた図も、この山や
雲や太陽もそうなのですが、こういう形にすると、受け取り方がたくさん
あつて、こっちの意図が伝わらへんというデメリットもあるかもしれない
ののすけれど、いろいろな受け取り方をしてもらえるとというのもメリット
やと思うし、こういう理由で、こういう発信をしていますというのが、い
ずれ伝わることとかないかなと思っていて、ちょっと柔らかさや遊び心を取
り入れるというのがあったら、この事務局提案でいくのがよいかな
と、個人的には今、思っています。

(委員)

今、言われました、その24ページのこの図案ですね。このぱっと見た
ときに、正直に言いますけれど、理解しにくいのです。どう関係するかと
いう。この図案を理解している人は分かるかもしれませんが、その中に、
この手のひらの絵とかありますね。これも混ぜたらどうなのですかね、中
に。ということは、これを入れることによって、後ろのあれとイメージが

下がってくるという気がするのですが。この間に入れると。大きさも変えて。このそれぞれの基本方針の手のひらの葉っぱとか、いろいろありますね。全ての人が自分らしくいきる、まとめたやつは。学校の絵とか、そういうのは入れたほうがいいのじゃないかなと。分かりやすいと思いますけれども。

24ページの中に入れることによって、この後、イメージが下がってくるという気はしますが、私は。

それと、今さっき山の話、出ましたけれども、山にこだわらないのであれば、波紋ですね、波紋。丸。真ん中が基本理念で、それからずっと上がっていくようなイメージにすれば、僕は分かりやすいのじゃないかと思います。もちろん、ちょっとした図案も入れながら、と思います。

(会長)

ありがとうございます。

新しい意見が出ました。デザイン案が今、出てまいりましたけど。

そのほか、どうですか。

(委員)

この改定案、今日の話し合いの中で、決まったら、もう決まったものでいいと思うのですが、要するに、本紙で、図で示してしまうと、概要版はそれを使わないといけなくなってしまいますよね。こどもたちが読めるようなバージョンをつくる場合によっても、やはり本紙に載っているやつは変えることはできなくなってしまうと思うので、ちょっと今、今日、詰め切れないのであれば、やっぱりシンプルなものに一旦、置いておいて、概要版をつくるときに、どう図案化するかということをもう少し検討いただけたほうが、やっぱり誰が読んでも、目指す姿のイメージというか、分かりやすく表現されているもののほうがいいし、やっぱりもう少し丹波市らしさみたいなものを、絵で示すのであるのが欲しいなというところは、ちょっと委員としての意見です。

(会長)

委員の言われたように、丹波市らしさというのはどういうところなのか。多分、事務局側もそれが分からないと思います。丹波市らしさは、言葉としては分かるけど、多分、委員さんがもうちょっと具体的に言わないと、だって、脳みそ一緒じゃないので、委員さんの思う丹波市らしさって、そのキーワード感をもうちょっと出さないと、事務局がちょっとイメージできないと思うので、もう少し詳しい説明をしてもらっていいですか。

(委員)

私のイメージでは、先ほど説明したものが具体的な提案なのですが、これ教育委員会がつくられたので、よくご存じだと思うのですが、TMKというボードゲームは丹波市のフィールドをマップにしてつくられたものです。アイコンのように、丹波市のそれぞれの地域、あれ多分、山も書かれていたり、川も書かれていたり、動物も書かれていたりしていて、すごく丹波市の表現できていると思っているのです。ああいった中に、人が活動している姿とか、何でしょう、学校でこどもたちが学んでいる姿とかも表現されていて、まさにこの基本理念から基本方針の取組が、こういった形でこの丹波市の中で、まさに人の真似をするみたいなところが絵として示せたら、すごく分かりやすいなと思っている。だから、学校ではこどもたちが学ぶ、先生たちもいきいきこどもたちに教えています。そのほかの地域とこどもたちがまちを歩く姿もあったり、大人だけで活動していたり、学びを楽しんでいる姿もあるみたいな、絵で示す、真意を絵の中でちゃんと示すということが、丹波市らしさというか、これが丹波市の教育が示そうとしている理想的な姿を示してあげたほうが分かりやすいのかなというところなんです。もっと具体的に、ちゃんと人が登場して、こういった取

組が行われているかみたいなのところも絵で示せば、分かりやすいのかなと思っています。

ちょっと私が、すみません、そんなものです。ちょっとまたもう少し分かりやすく説明できればいいのですが、そのようなイメージです。

(委員)

委員がおっしゃった、その丹波市らしさという、非常に重要やなと思っています。TMKの地図であるとか、そういうのも活用できるだろうな、そういうイメージがつけれる写真であるとか、その活動の様子がというのも大事なだろうなと思うのですが、その地図と体系図が僕の中でリンクしなくて、どうも同じようには結びつかないのです。それを体系図にどう使おうかと言われると、ちょっと私の中ではイメージがつかないというの、実は正直なところもあります。体系図でどうしても、山であるとか、何かいろいろ表し方があると思うのですけれど。それで、この体系図は体系図として置いておいて、先ほど言われた委員さんのようなご意見については、また違う表し方、概要版、地図を基に、こういう活動をしていますよ、みたいなのところはできるのかなと。その計画の中にも写真等かなり盛り込んでおりますので、そういうのを活用しながらできるのじゃないかなというのと思いました。

あと、その体系図の話で、委員がおっしゃった中で、私も山でも、山もいいたろうなと思っていて、最後のページで、3ページとダブると。重複するところが、1点だけ、私、実は引っかかっていたところが、大切にしたい視点から目指す姿にだけ視点をずっと全部にもつながっているのだろうなと思ったので、そこを大本で、そこで終わりじゃなくて、そうすると、山を、雨を降らせて全部に染みわたるといふ、事務局がおっしゃったほうが、私としては腑に落ちるといふか、イメージとしては、そのとおりかなと思ったところです。

(会長)

今、委員がおっしゃったことと、僕、似ているのですが、委員の言っているTMKも、私、見たことがあるから分かるのですよ。確かにすごい丹波市らしいなと。地図がデフォルトで書いてあって、すごくいいものだと思うのだけれど、あの体系図にどう持ってくるかというの、ちょっとそのイメージではすごく難しく、けれど、分かるのですよ。ああいう挿絵があると、何か丹波市でいろいろなところで、いろいろな人がいろいろ、わいわい、わいわいというのもあるんですけど、やっているという、多分、さらなる視覚的な、サポート的な意味でTMKっぽい、あれは著作権で使っているのか分かりませんが、ああいったものがあると、分かりやすさもあるけど、ただ、体系図は多分、こっちが山だと僕は思いますね。やっぱりここは、やっぱりあくまでも、何となく全体の体系を分かりやすくするところが重要だと思います。ですので、私としてはちょっと悩ましいところはあるのですけれども、やはり図のほうがいいのではないかというご意見もありますので、どうでしょうか。今回、28ページのところを図で持ってくるのか、もしくは最初のほうに委員がおっしゃったように、この28ページのほうはこっちの、今日、新しく出てきたものを持ってきて、4章ぐらいのところはこの図でぱっと見せるという、そういうのがいいのか。どっちがいいでしょうね。私はどっちでもいいのですけれども。でも、丹波らしさですね。どうでしょうか。委員のご意見も踏まえて、この基本計画10個がちゃんと載っているものをこの28ページ持って行って、パブリックコメントでご意見を承るという方向でどうでしょうか、この場は。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。

では、28ページの図は、今日新たにとじられているこの10個の施策の入ったこの提案の原案をこの28ページに差し込んで、パブコメに出すということで、よろしいでしょうか。

(事務局)

すみません、先ほど委員さんの言われた意見なのですが、ここに入れて、後ろにも入れるということではなくて、10の施策を書くのであれば、ここ、28ページじゃなくて。31、じゃないですかという意見だと。

(会長)

今の、すみません、冊子で配られているほうの29ページ、35ページ、1ページずつ繰り上げて、30ページにこれを入れる。

(事務局)

第3章の最後に入れてはどうかというところ。

(会長)

というところで、どうでしょう。よろしいです。取りあえずそれでパブコメに出すということで。そうすると、基本施策のほう、見開きになるので見やすくはなります。

では、そういうところで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、よろしくお願いします。

ちょうど1時間ぐらいたちましたけれども、少しお休みされますか。この後が、今日のちょっとメインディッシュに入ってくるので、少し5分ぐらい、ちょっと休憩していただいて、委員、いろいろ出していただいていますので、補足説明はできるように。

(休憩)

(3) 基本施策・基本計画について

(会長)

それでは、基本施策・基本計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

素案冊子の29ページから41ページ、やっていただくことになります。

前回、審議会でご意見いただいた箇所につきましては、事務局で見直しまして、赤字で表記しております。また、基本施策のピクトグラムですね。今のページで、29ページ、30ページのところなのですが、ここのピクトグラムにつきましては、主なものに絞っております、事務局でも再確認しております。前は審議時間が少し少なかったもので、改めてご確認いただけたらと思います。

また、32ページ以降の基本施策につきましても、審議時間が前回足りなかったところではありますので、その中でも、いただいた意見については赤字で直してはおりますが、各施策が載っております32ページ以降の表題となっているところ、ここのピクトグラムの配置につきましても、結局、読みにくいというようなご意見を受けまして、今ちょっと変えていますのは、5つのピクトグラムを全部載せまして、該当するところに色のついたピクトグラムを置いております。ちょっと印刷の加減で見にくいところがありますけれども、どのピクトグラムがどういった意味を持っているかというのは、やはりちょっとページをめくってみないと分からない部分はあるのですけれども、5つの方針のうちに、こういうところが何個、該当しているのだなというところはイメージしていただきやすくなったの

かと思っています。

このページ、各計画、主な取組につきまして、それぞれの委員さんの立場から思うところをご意見いただけたらと思います。お願いします。

(会長)

それでは、少し分けてしたいと思いますが、まず、第3節の基本施策ですね。こちらについて何かご意見等、ございますでしょうか。

(委員)

29ページに、下に括弧書きで、いわゆる行政の関係で条例とか云々書いてあるのですが、これは追加したと思います。説明をおっしゃっていかんなんですか。この29ページ、下括弧のありますね。これを入れるのですかね。

(事務局)

前回のところから追加したところになります。こちらにつきましては、丹波市のほうでは、職務権利の特例に関する条例というものを基にしておりまして、記載していますとおりに、スポーツに関すること、ただし学校における体育に関することは除かれますけれども、そちらと、文化に関すること、ただし文化財の保護に関することは除くというところではありますが、この2項目につきましては、市長が管理し、また執行するということの部分になっておりますので、一部記載を省略していますという注釈を今回、入れております。

(委員)

個別に意見書というものをお伝えしている部分です。最初のページですね。気になっているのは、計画の中身に関するところですね。今回、具体的に計画の施策とかの部分、29ページ以降になるのですが、現在、丹波市が取り組まれているコミュニティー・スクールに関する表現が一切ないということがちょっと気になっています。コミュニティー・スクール自体は今、全ての学校に動員は完了していると思うのですが、その実際の運用に関しては、またこれからもっともっとやっていくところがあるのかなと、私自身は認識している部分です。なので、そのコミュニティー・スクールや、あと学校教育においては、新しい学習指導要領の基本理念に示されている「社会に開かれた教育課程の実現」というのは、ここはもうセットだと私は思っているのですが、やっぱりこのあたりの表現は、今、丹波市が取り組まれている教育を踏まえると、どこかには入れるべきなのかなというのは、考えているのです。

地域学校協働活動のほうは、たしか社会教育ですか、推進のところに触れられていると思うのですが、コミュニティー・スクールに関しても、社会に開かれた教育課程の実現と、地域学校協働活動の一体的な推進に関して、どこか記載をしていただきたいと。本案を見ているので、こういったものがやはり必要なかなと思っていますが、いかがでしょうか。

以上です。もうちょっと喋ります。すみません。

具体的な施策として、基本施策の中にも、多分、入るとしたら、2番目の施策になるかなと思うのですが、社会に開かれた教育課程を実現するカリキュラム、マネジメントの推進ということ、これは恐らく国のほうでも出てくる部分かなと思っています。これ、主に学校教育に関わる部分だと思うのですが、ただ、これを地域と連携して行っていくというところは、今、示されている部分かなと思います。

また、基本計画の部分に関しても、学校教育自体が今、地域と一緒に連携してやっていきたいと思いますということが大事にされていて、コミュニティー・スクールという、学校協議会、多くの地域がこの協働活動に推進していきましようということも示されてくる部分で、そこも学校教育の中に含みを持たせるというか、入れてもらおうということが重要かなと思っています。

す。

(会長)

いかがですか。事務局としては。

(事務局)

委員さんのご意見をお聞きいたしまして、実は今日の審議内容にはないのですが、第2章の第2節、21ページのところで、こどもまんなか社会の実現のところにコミュニティー・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進という文言を今回、入れさせていただいています。

施策のところにということも考えたのですが、どこに入れていくのか、考えたのですが、ここは学力というところ、広い意味での学力ですが、についての施策を置きたいというところで、施策の中身としては、たんばふるさと学や、アントレプレナーシップ教育というところに地域の教育支援を生かしてとか、学校・家庭・地域と連携して、こういう能力を育成していきたいという書きぶりにさせていただいたというところなんです。ですので、ちょっと説明が足りなかったのですが、21ページのところの文言を変えていますので、少し確認いただけたらと思います。

(委員)

ご説明、ありがとうございます。21ページのところに載せてもらったということで、この視点は重要かなと思うのですが、やっぱりこの具体の施策のところとか、計画のところにさせていただいても、まずいのじゃないかな、ちょっと。やっぱり改めて思います。

こういった、たんばふるさと学を実施していくとか、アントレプレナーシップ教育を実施していくに当たって、コミュニティー・スクール、活用していくわけですね。学校で、協議会で諮るわけですね。学校がこういうことをやりたいということを。そこを書かないと、これだと学校が一体教育、もう全部、地域の人、協力してやってくださいねという話に見えてしまうので、そこは学校と地域がちゃんと協議をして、それを具体的にたんばふるさと学という手段、アントレプレナーシップ教育というものの、手段を活用してやっていくということになると思うので、せめてコミュニティー・スクールは、計画の中にもちゃんと入れてほしいなということで。いや、その方向で。私は丹波市さん、それ力入れてやっているという認識をしているので、何か入れないともったいないんじゃないかと、逆に思ったところですが。

そうすると、2番の部分、基本計画の2の部分に入るのかなと思っています。ちょっと文章を少し、空白もあるので、上のほうの、写真の横のところ、コミュニティー・スクールのことを入れるぐらい、スペースは余っているのかと思っているのですが、どうでしょうか。若干、ほかの委員さんからのご意見とかいただきたいと思います。

(会長)

今の件について、ほかの委員からご意見ございますか。私の意見はあるのですが、後で言います。今の件については。

ちょっと事務局に一つ確認なのですが、コミュニティー・スクールを全校にもう設置完了しているのですよね。丹波市の場合は。ということであれば、これは私の考え方なのですが、コミュニティー・スクールって、要はコミュニティー・スクールをベースにした何かだと思っているのですよ。ふるさと学とか。例えば、小中一貫とか。全部コミュニティー・スクールがベースになっている話なので、要は何が言いたいかというと、基本計画の中に特段のコミュニティー・スクールという言葉を入れずとも、コミュニティー・スクール前提の教育というところの私はニュアンスなので、教育政策というのは考えていますので、今、事務局からご説明あったように、第2章のところに今、それが書いてあるのであれば、

特段、施策のここには入れる必要がないのかなと。というようなところが私の考えではあるのですが、それ以外にもいろいろな、入れたほうがいいというご意見もあるでしょうし、ほかの委員の皆さんはどう思うのかというのをちょっとお聞きしたいなと思っているところです。今の私の意見です。会長としての意見ではなく、委員の一人としての意見です。

(委員)

私、結構コミュニティー・スクールの支援なども実は入らせてもらっているのですが、やっぱりとても感じているのは、コミュニティー・スクール、学校協議会、入っている人はよくご存じなのです。コミュニティー・スクール。まさに当然そうだと思います。

ただ、一方で、当事者になり得るであろう保護者の方とか、地域の方というのは、まだまだコミュニティー・スクール、ご存じではない。何やっているか分からない。知らないというところもあって、やっぱりそういうような状態であると考えたときに、ベースとしてコミュニティー・スクール前提にやっていくということは、当然、今もされていると思うのですが、まだまだコミュニティー・スクール自体の認知がされていない状況の中で、やっぱり計画の中にちゃんと、こっちの基本計画の中に、もしくは基本施策の中に、やっぱり表現していったほうがまだいい状況なのかなと、丹波市においては。コミュニティー・スクールというのをやっているのだわ、それをベースにやっていくのだなということをしっかり示したほうが、せっかくもうやっていらっしゃるので、それをもっと認知してもらうために、しっかり載せていく必要が、現状でまだあるのかなと思います。

(会長)

そのほか、ご意見ありますか。

(委員)

もっと古い話になるのですが、その意見を提示したときに、ちょっと疑問に思ったことを1回、提示したことがあるのです。それ、いわゆる学校に協議会、入っています。コミュニティー・スクール入っているのですが、これ委員長も務めたわけですけど、その中で、学校長が出してくる単年度の基本的な方針というものを承認するとなっておるのですが、この振興基本計画とどうマッチしてくるのか、ちょっと分からへんです。いつも提案されるのですが。そういうようなことで、そういう意味においては、施策の部分に何か入れといたほうがいいのかなと思ったりするわけですが、とにかく、学校運営協議会でこういう方針、出しますとか、ここの学校、出します。承認をいただけますかということになりますので、そのときに、この振興計画とどう一致しているのかということが全然分からなくて、そこの学校の運営方針だけが続いてきているのか。大きいところなんかは、変わったのにそのままになっているのか、ちょっと判断できないような、というようなことで、何か施策で入れられたほうがいいかなと思ったりするのですが。

(会長)

そのコミュニティー・スクールという文言を。

(委員)

はい。

(会長)

なるほど。

(委員)

というのは、コミュニティー・スクールで、運営協議会で、結局、学校長が出してくる単年度の基本的な方針を承認するわけなので。いうことになっていますので、そういうようなことから考えたら、言うように施策に入れるかどうか分かりませんが、いわゆる21ページ、そういうことが

入っていますよという理解をしたらかまわん方向なのかも知れませんけれど。

(会長)

そのほか、いかがでしょうか。

(委員)

コミュニティー・スクールの件なのですが、さっき会長が言ったように、そのコミュニティー・スクールありきでの協議を進めているというのが現状です。ですので、今、委員がおっしゃられたように、基本計画、確かにまだ十分、周知されていないものがたくさんあると思っている、私も思うのですけれども、委員がおっしゃったように、校長が示す学校計画みたいなものを承認していただいたり、相談したりとか、あらゆる面において、学校運営協議会で何とかしたいなと思いますので、そのコミュニティー・スクールという言葉施策の中に入れるとすると、何番に入れたらいいのやろうなとなってくる。どこにも入ってくる、正直。この中の幾つかのところにやっぱり関連してくる。入れることによって、コミュニティー・スクール、学力のことだけになるのかとか、逆にそういう捉え方をされるおそれもあるのかなと私は思います。実際、全体にいろいろな、安全面だとかいろいろなところに関わっていただきますので、その辺は示し方として難しいなど。一つの項目だけに入れるとなると、どこに入れるのかなというのは私自身、非常に悩むなと思いますので、その21ページに示された、全体としてそうなんやというほうがいいのかと思っています次第です。

(会長)

ありがとうございます。
そのほかにご意見ありますか。

(委員)

丹波市のコミュニティー・スクールの設置に当たって、事務局にいたときに関わっていたのですが、設置、広げていく段に当たっては、この基本施策の中のどこかに明示していけば、あってもいいと思うのですけれど、今の段階は、その次のステップということで、ここは委員が言われたように、もう前段で触れられているということで、全ての施策に関わっていくと皆さん、捉えてもらうほうがいいのかと、私自身、今の段階としては思います。

ただ、委員が言われたように、まだまだ十分認識していただけていない、活用できていないというのはあると思うし、それから、委員が言われたように、学校の運営方針の中に、ちょっとつながりが分からないというところは、それは学校長が示す学校運営方針を工夫するということが大事です。僕自身はそうして、委員の皆さんには見ていただいているつもりですし、そういうところで解決できるかなと。ただ、具体的にこの中に入れるとなると、ちょっとやっぱり難しいなと思うので、前段で触れていただくというのが、今としては一番、適切かなと思います。

(会長)

ありがとうございます。
そのほか、ございますか。他の委員さんでコミュニティー・スクールに関わっている人っていらっしゃるのですか。

(委員)

一委員として今も入っております。いろいろと運営協議会でやっておりますので、私も話は聞いておりますけれども、今、ここの施策として考えられるのは、もう前の21ページで出ておりますので、それを基にしてやっていけばいいという感じで思っております。だから、わざわざこの基本施策の中に一つひとつ入れていく必要はないのではないかなと思っています。学校差はあると思います。市内の中で、どこまで進んで、同じよう

な線が進んでいるとは限りませんので、それは大なり小なりあると思いますけれども、その辺はこれから5年、10年かける中でやっていけるのではないかと考えております。私の関わっている学校の場合は、ある程度、進めていっておりますので、その点ではありがたいなと思いながら、振興会のほうとしても協力していこうという形で今、進めております。

(会長)

ありがとうございます。

そのほかにありますか。どうでしょうか。さっき21ページにはコミュニティー・スクールという言葉が入っていますので、それを前提にして進めているというところで、この箇所については特段入れないと。入れにくいので、もうというところで、いかがでしょう。

(委員)

皆さん、議論していただいた上での結論が出たと思いますので、そちらで大丈夫です。

(会長)

ありがとうございます。

それ以外に、この第3節の文言や、ところで、何かございますか。前回もここは議論したところになります。

ないのであれば、やっぱりちょっと前回、薄くなってしまった第4章のほうに行きたいのですけれども、第3節は、事務局のご提案の原案のままということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。

では、第4章に入りたいと思います。見開きページずつ、少しずつやればいかなと思っていますので、まず、1と2ですね。32ページと33ページです。こちらについて、ご意見等ございましたらお願いします。

前回も、今回も委員からいろいろご意見出してもらっていますけれども、何か追加であればお願いしたいのと、ほかの委員からもご意見等あれば、お願いいたします。

(委員)

ちょっと気になっているところもあり、一つだけ。後半、この5章にも関わってくる部分で、戻ってきってしまう部分になるかもしれないので、ちょっと1個、気になっているのが、この意見書の中で、私、入れさせてもらっているのですが、今回、大事にしたい考え方として、こどもまんなか社会というものの実現というものを掲げていらっしゃると思います。

ただ、その現状、こどもにこういう周りをつくるみたいな、環境を充実させたいという思いはとても伝わる中身になっているのですが、こども自身が意見を聞き出すとか、こどもの意見を聞くみたいなのは、やや足りないかなと思っていて、全体的に。またそれは5章のほうでも付け加えてもらっているのかもしれないですが、その辺の視点を皆さんと、もう一回、改めて振り返りつつ、議論していきたいなと思っています。何でこういうことを言うかという、もともとこの教育振興基本計画の審議会の諮問の中で、七つ項目があったのですが、7番目、最後の項目に、ちょっと読み上げますと、「こどもたちが、身近な課題について大人を含めた他者と協働しながら解決する経験を積めるよう支援するとともに、教育に関する計画策定や施策推進において、当事者であるこどもからの意見を聴き、対話を行う取組について」ということが書かれているので、ちょっとこの部分をどう具現化するのかみたいなのが、まだ視点が足りないかなといった感じでいます。

- (会長) 5章と関わる場所があるので、また後ほど、少し掘り下げて議論していきたいと思いますが、そのほかはいかがですか。
- (委員) この、いわゆる作品タイトルが、これ絵を使ったこの経過なのですが、これを選んだ経過を説明してほしいのやけど。どういう作品募集して、どうやとか、そういうことをちょっと伝えてほしいのですが。作品、何かの作品募集をして、それでやっていることだと思いますのでね。
- (事務局) こちらのにつきましては、丹波市の総合計画、こちらのほうも策定を進めているところでして、若干そちらのほうのペースではあるのですが、その中で一緒に進めさせていただきました。総合計画のほうでも使いますし、教育振興計画のほうにも使わせてもらいたいというところで、小中学校の児童生徒のみなさんをお願いしまして、募集しました。
テーマとしましては、丹波市のまちであったり、こうなってほしいという子どもたちの思いだったり、こういうことがあったらいいな、というような作品を書いていただくようお願いをしたというところでございます。
応募数につきましては、具体的に覚えていないのですが、大変多くの子どもたちにご協力いただきました。その中から、今回は抜粋して使わせていただいております。
- (委員) 了解しました。いわゆる子どもさんが目指す丹波市がこの画面に映っているという解釈でいいわけですね。はい、分かりました。
- (委員) 前回、既にたぶん質問を挙げているのですが、4章以降で用いられている写真のキャプションの表現が、ちょっと今のままでは微妙かなというところが印象を持っています。これ写真の、何というか、説明をしていたので、なぜこの写真なのかみたいなのところをもう少し、何か表現が必要かなと思います。
例えば、35ページの健やかな体の育成とスポーツライフの充実、上の写真は体育祭の様子ですが、ちょっと無機質な表現。これだったら、あえて入れなくてもいいのかなというくらいに思いますし、あと、その下のえんどうのさやむき体験、何かこれも何を示したいのかみたいなのところとか、あとはここですね。そのあたり、もう少し表現に工夫がないと、キャプションわざわざ入れている意味がちょっと伝わりにくいかと感じています。
- (会長) なくてもいいのじゃないかという。
- (委員) そうですね。いっそなくてもいいのかなという気はします。
- (委員) 2点あります。一つ目は表題の下にあるピクトグラムの扱いなのですが、5つを全てつけておいて、色を塗ったところがこの項目で特にとという表し方されていると思うのですが、私の中では白の色です。なので、29ページ、30ページ、5ページのところにあるような、必要なところだけ載せるというのではいかがかなと。色分けしなくても、別にピクトグラムって本当にシンプルで、その絵がイメージするものが分かるというところがそもそもだと思うので、カラーで色を変えなくても、黒で必要なものだけ載せるというほうが20、30とも合っていて、いいのじゃないかなと思いましたのが一つです。
それと、二つ目が32ページの特別支援教育についてなのですが、29

ページにあった基本施策の1番の一つ目のところが「特別支援教育の充実」とあるのです。特別支援教育をどのように捉えるのかなというところがちょっと分からなかったので、後のほうに出てくるかなと思ったら、やっぱりあったのですけれど、ここでは下の四角の囲ってある中の、一つ目の黒四角にちょっと説明があるのですが、障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けて、特別支援教育を推進するということなので、特別支援教育イコール障がいのあるこどもに対する教育となってしまうのではないかなと思います。もちろんそうなのですが、障がいのある子だけでなく、やっぱり支援が必要であると思われる子、もうちょっと広くいうと、私のところの学校では、全てのこどもたちが自分らしく、よりよく生きていけるための支援、それが特別支援教育だと捉えてやっていますし、そう捉えるほうがいいのではないかなというのも思います。ですので、障がいのあるこどもらを含め、全てのこどもたちがという表現のほうが、これからはいいのではないかなというのが私の印象です。

(委員)

先ほどの委員さんがおっしゃったところ、私も思うところはあって、32ページですね。主な取組の部分の2番目の項目、私、気になっていて、不登校児童生徒への対応の部分だと思うのですが、若干、何か教育委員会、学校の中だけで解決するという雰囲気に取り取れる部分もあって、ただ、丹波市の中には、民間の団体さんとかで、フリースクールに取り組んでいただいたり、そういう方もたくさんいらっしゃって、こういった不登校支援を行っている団体さんとの連携みたいなものもここは表現が必要なのではないかなと感じています。まず、そこが32ページの部分も同様なのですが、36ページの乳幼児の教育・保育の推進に関しても、民間の団体さんなんかで、自然を生かした乳幼児の教育なんかに取り組んでいらっしゃる団体さんもいらっしゃいます。今日は欠席されていますが、委員さんの中でそういった活動されている方もいらっしゃるの、何か公が提供しているもの以外のもので、乳幼児期のこどもたちの体験だったり、学びを支えたりというところの団体さんと連携して取り組んでいくみたいなところも、一つ表現として必要かなと思っています。これは後半、5章とかに重なってきますが、各関係機関と連携をしていくと、既に書かれている部分もあるので、やっぱりそこはここでも表現していくほうがいいのかなと思っています。

あと、もう1個、ごめんなさい、あと一つです。私、気になっているのは、社会教育の推進の部分の37ページに該当するのかなと思っているのですが、いわゆる障がい者に対する。

(会長)

委員さん、ごめん。32ページと33ページなのですよ、今。だから、そこはまたやりますので、社会教育の話は。

(委員)

そうですか。第4章の中でといたら、すみません。後ほど大丈夫です。

(会長)

今、委員からそれぞれ32ページの障がいのあるなしにかかわらず、ニーズ、様々な支援が必要なこどもに対するきめの細かい教育が特別支援なのではないかというご意見と、不登校児童生徒のところについては、他団体も活動しているので、そういったやっぱり表現もあったほうがいいのではないかというご指摘がありました。

それ以外で何かございますか。

(委員)

先ほど委員がおっしゃったように、今現在、もちろん手帳がない子でも、

もちろん手帳が取れない、手帳が取れないがゆえに、手帳を持っていないという形で見られてしまう。本当は支援が絶対、必要な子たちも増えてきています。

委員がそういう考えをまずお持ちということで、すごく聞いていてうれしかったなということで、そのことが、そのまま、ここの1つ目の黒い四角のところを書いていただけると、障がいを持っている子であったり、障がいの子を持った保護者であったり、障がいがあるというのが分かってしまうのでね。そういうことでは、障がいって書かれてしまうと、読んだだけでも、ちょっとマイナスなイメージを持ってしまうので、本当に委員がおっしゃるような言葉にさせていただくと、すごくうれしいなと思います。すみません。

(委員)

委員が写真のこと言われたのですが、ちょっと僕、質問なのですが、32ページのこの2枚目の写真を使っておられる意図がなかなか自分の中で、ここでトライやるウィークの活動写真かという、ちょっとしっくりきていなくて、自分だけかもしれないので、意図みたいなものを教えてもらえたらと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

では、今、文言の話と、あと写真のお話が出てきましたが、そのあたり、ちょっと事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

失礼します。いただいたご意見について、まず32ページの特別支援教育の推進についてですが、項目のところで「特別支援教育の充実」というふうに書かせていただいて、主な取組のところで、「障がいのあるこどもの自立と」という表現にさせていただいています。

実際、学校には多様な背景のある子がいて、様々な支援が必要な子がいることが十分、把握しておりますが、特別支援教育ということの言葉は平成19年に出了れた特殊教育から特別支援教育になったときの通知の中に、特別支援教育は、「障がいのあるこどもの」という表現がありますので、そういう例規的な障がいのあるこどもの支援という意味で使わせていただいています。

2点目、不登校の児童生徒の教育機会の確保ということで、非常に必要だと思っておりますが、このページに関しては、学校教育の推進という項目でありますので、学校の中の支援の充実ということを書かせていただいています。

(事務局)

32ページの写真は、委員さんがおっしゃるとおり、トライやるウィークでいうと、本当は2にこのような施策としてはふさわしいのかなと思うのですが、園児のほうから見ても、中学生が来ることという心の教育の部分もあったり、こどもの触れ合ったりというところで、入れたところがありますので、ご指摘を踏まえ、見直したいと思っています。

(会長)

今、事務局から回答がありましたけれども、それを受けて、いかがですか。

(委員)

私は不登校の支援の取組について質問させていただきました。ここは学校教育の部分だからと説明をいただいたのですが、その辺、そのまま理解できたかという、ちょっと違って、学校教育においても連携していくということは必要かなとは思っている、逆にそういう民間で行われているフリースクールに対する支援とか連携みたいところは、どこに入

- るという認識なのか、逆に伺いたいです。
- (委員) 解釈の仕方のところもあると思いますので、表現はこのままであったとしても、私個人としては、本文の2行目にある「など、複雑・多様な教育的ニーズのあるこどもたちに対して」というところを大事にしながら教育活動を進めていきたいと思いますので、このままでもどういうことはないです。
- (会長) それでは、委員のご質問について、いかがでしょうか。
- (事務局) 一応、不登校だけに限っていないのですが、主な取組の一番下の四角に、「多様な教育的ニーズのあるこどもが早期から卒業後も切れ目ない一貫した支援を受けられるよう関係機関の連携による相談・支援体制の充実を図ります」というところで、関係機関との連携に触れていますので、不登校に特化して書かなくてもいいのかなと考えます。
- (会長) なるほど。
- (委員) 分かりました。オーケーです。
- (会長) ありがとうございます。
あとは、ピクトグラム。これはちょっと後にしましょう。全体を踏まえてにしましょう。33ページは大丈夫ですか。特にご意見、特段、受けていませんけれども。なければ、次の見開きに行きたいと思います。
では、この32ページ、33ページについては、ちょっとピクトグラム以外は事務局の原案どおりということで、次に進みたいと思います。
では、34ページの3番、35ページの4番ですね。この項目について、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
- (委員) 34ページの主な取組の最後ですね。ここに防災教育と安全教育というところありますが、防災教育は私、分かるのですが、安全教育という言葉あまり聞き馴染んでなくて、どういった教育を指しているのかということ、まずそれ以外の表現のほうの方が分かりやすいのかなと感じています。
- (会長) いかがでしょうか、事務局。
- (事務局) 学校において、安全教育、実際に行っています。交通安全とか災害安全とか、いかんして、学校の安全教育の大部分としては、安全管理とこどもたちへの安全教育というのを行っていますので、内容については、委員さんから。
- (会長) お願いします。
- (委員) 防災教育、安全教育、一般的にもうずっと、文科省も使われている文言ですので、このままでもいいと思います。実際、最近ですか、防災教育・安全教育の調査もありましたので、一般的なものだと思います。
- (会長) いいですか。
- (委員) ありがとうございます。交通安全教室だとかだと分かるのですが、何か安全だけが出ていると僕はちょっと正直、でも、よく使われている言葉と

いうことで大丈夫です。

(会長)

それ以外で、34ページ、35ページでありますでしょうか。

それでは、ここについても、ピクトグラム以外は事務局の原案どおりということでしたと思います。

続いては、36ページの冒頭、37ページの6ですが、すみません、先ほど委員の遮ってしまいました。ここになりましたので、ご意見をお願いいたします。

(委員)

先ほど、すみません、乳児の教育のところを指摘したものの、その後を教えてほしい。関係団体等とどう連携していくかということと、あと、社会教育のところ、37ページに関しては、今度は、いわゆる障がい者に対する生涯学習というものを今、取り入れもしっかりとやっていきましょうよということ、これはもう誰一人取り残さない教育を実現するために、いわゆる学校教育や特別支援教育を卒業した障がい者の方が学び続けていけるように支援を行っていくということを、今、力を入れていかなきゃいけないとなっています。そのあたりについては、個別の表現はないかなと思っているのですが、どのようにお考えか。載せる必要があるのかどうかも含め、皆さんとちょっと意見を交換したいなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

では、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

2点目の障がい者の生涯学習の推進ということにつきまして、国の施策のほうでも言及しているところもございます。丹波市のこの計画におきましては、文言としては直接的な言葉を使っておりませんが、といいますのは、障がいのある方ではなくて、ご質問いただきましたように、外国人に関することにもここに含まれてくるのかなということもございました。その中で、今現在、取組をさせていただいている障がい者社会学級であるとか、そういった取組も実際に市としてはやっているところもあります。そういったことも含めて、文言としては、ここの取組の最初、「多様な市民による」というような言葉で全体を網羅させていただくような形で表現させていただいたという、これは追加した文言ではありますが、としております。

(委員)

ご説明ありがとうございます。今の説明で分かりました。

あと、追加でちょっと質問すると、生涯学習のほうは、生涯学習基本計画も丹波市にはあるということで、そこへも説明みたいなことも、今回、49ページにスポーツとか文化に関することも表現してもらっているのですが、例えばこの第6番目、社会教育の推進の部分に関しては、その生涯学習基本計画でさらに詳しく書かれている部分もあるのかなと。先ほどの障がい者の生涯学習も含め、なのかなと思うと、そこの説明文を短くでいいのですが、入れてもらうほうがいいのかないかなという。詳しくはそっちの計画も見てくださいねという表現は必要かなと思いました。いかがでしょうか。

(会長)

いかがですか。でも、入れるなら、どこがいいのですか。

(委員)

どっちがいいですかね。一遍に29ページのあたりに入れてもらっても構わないですし、具体のその教育基本計画のどこかに入れてもらってもいいし、私としてはどちらでも大丈夫です。

(会長)	そのあたりも踏まえていかがでしょう。
(事務局)	同じような議論をちょっと事務局のほうもさせていただいてまして、関係性ということで、丹波市では、文化とスポーツに関することについては権限委譲という形で、市長に権限があるということから、29ページでしたか、追加の作業をしていきます。 ただ、生涯学習の中の社会教育事業に対しての補助執行をしているという関係性もございましたので、一旦は市民の生涯学習活動を支えるという、そういう書き方を社会教育のことでも少し触れてはいるのですが、さっき申し上げましたように、生涯学習基本計画の中で書かれていることは、確かにあると思います。 ただ、その関係性については、2ページ目ですか、第2節の計画の位置づけの中で、生涯学習基本計画と連携を図っていくというところで、表記はしておりましたので、あえて29ページのところでは、表現しなかったということでございます。 もし、分かりにくいということであれば、表現を見直すということはありませんけれども、一旦、計画との連携といいますか、位置づけについては、ここで押さえさせていただいているというところです。
(会長)	いかがですか。
(委員)	ご説明ありがとうございます。そうですね。その上であったほうがいいのかなと、委員として、意見として述べさせていただきます。
(会長)	この件については、引き続き、ご検討ください。 あと、幼児教育における、ほかの外部団体との連携や関係についてはいかがでしょうか。
(事務局)	失礼します。乳幼児期の教育・保育の推進ということで書かせていただいておりますが、現在、丹波市においては、丹波市立の幼児教育施設がありません。ですので、ここに書いてある内容は全ての乳幼児の教育施設を対象とした書きぶりしております。市として、このような形で推進していきたい、支援をしていきたいということを書いているつもりです。
(委員)	分かりました。大丈夫です。
(委員)	すみません。この中に書かれている文言の中で、上から4行目なのですが、「しかし、社会の変化などにより乳幼児期のこどもの生活経験が不足しているといった課題もあり」という、課題はこれ、生活経験の不足だけではないので、「など」とか「等」とか、そこら辺、ちょっと入れていただければ、生活経験だけの不足でこうなって、それが一つしか課題がないような感じに捉えられるので、「など」を入れていただければと思います。
(会長)	入れるなら、「生活経験など」。
(委員)	「生活経験が不足しているなど」。
(会長)	「など」、「不足しているなど」。 いかがでしょうか。事務局。では、「不足しているなどといった課題もあり」と修正をお願いいたします。

- (委員) それと、すみません、5歳児と小学校の1年生がかけ橋期になってい
すね。そのかけ橋期の文言とかは、もう入れなくていいのでしょうか。そ
れから、かけ橋期のカリキュラムも作成しておかなければいけないとい
うのを、この間、施設長が聞かせてもらったことがあって、そのかけ橋期
というのが、すごい重要になっているのじゃないかなと思うので、その辺
のところで文言とか入れなくていいのかなと思ったので、すみません。
- (会長) はい、お願いします。
- (事務局) かけ橋期という文言について、文科省が使用しておりますが、2つ目の
項目で、「保育教諭などと小学校教員が両者の教育についての理解を深め、
学びの連続性を重視した円滑な接続を行います」ということで、内容を記
載しているので、あえて、かけ橋期という文言を使わなくても、十分だと
考えております。
- (委員) 分かりました。
- (会長) 大丈夫ですか。分かりました。
それ以外、ございますでしょうか。
- (事務局) 先に言っておきます。写真のキャプションが漏れております。
1・5交流会「1年生と5歳児」です。園児と小学校1年生が交流する
という大切なことを、こうやってやっている様子を載せさせていただきました。
- (会長) ありがとうございます。
そうですね。一つ、全体にかかるとしたピクトグラムをどうするかとい
うこと、キャプションも入れる、入れない。入れるとしたら工夫、この辺
りは全体になったときにお願いします。
それでは、36ページ、37ページについては。
- (委員) 1個だけいいですか。
- (会長) はい、どうぞ。
- (委員) すみません。37ページになります。文章中です、上の。ウェルビー
イングでやっている表現があると思いますし、「ウェルビーイングの向上
を図ります」と書かれているのですが、これ、基本方針の検討をするとき
に、「地域のウェルビーイングも」というところが書かれていたと思うの
で、ここは「市民と地域のウェルビーイングの向上を図ります」という表
現がいいのじゃないかと思います。
- (事務局) 今、おっしゃいましたように、ここに「地域」と入れさせていただきま
す。ありがとうございます。
- (会長) 「市民・地域」それでは、確認をします。
36ページについては、「生活経験が不足しているなど」に修正、37
ページについては「市民・地域」とする。あと、生涯学習基本計画の関連
等については、また事務局のほうでちょっとご検討いただくということで、
よろしく願いいたします。
それでは、38ページ、39ページに参りたいと思います。7と8の項

目について、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、お願いします。

(委員)

すみません、ちょっと確認だけなのですが、38ページで一番下、初めは「市民」というような格好で大きくりにしとったのですが、今度、「こどもたち」という格好で、くくったわけですね。その意図。

(事務局)

初めは「市民」と記載をしておりました。それを6の項目から7の項目に移していくという計画なのですが、同じく取組の中で、上から3番目のところでは、「丹波市にゆかりのある作家展を開催するなど」ということで、ちょっとイメージしているのは美術館での企画展だったりとか、ということをごイメージしていますが、こどもたちの文化活動という趣旨から、あえて、ここで「こどもたち」という表現をさせていただきました。

それと、ちょっと説明を。ご質問いただいていた内容で、39ページの図書館のところになるのですが、一番下の取組項目の「こども司書」の「こども」という語句が漢字から平仮名に変わっているところがありまして、実は、第1章の振り返りのところである「こども司書」というのは、漢字のこどもを使っていますが、この第3次計画のところから、こどもというのは全て平仮名表記にしていこうということで、今、図書館でやっている「こども司書」というのは、現在は漢字を使っているのですが、この教育振興基本計画ができてからは、以降は平仮名表記にしたいという思いが、少しこの計画書自体の中でも2つの表現がありますので、ご理解いただきたいと思います。

(会長)

そのほか、いかがでしょうか。

それでは38ページ、39ページは原案のままということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

ありがとうございます。

続いては、40ページ、41ページ、9と10ですね。こちらで一応、第4章、最後になりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、40ページ、41ページも原案のままということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

それでは、事務局には、先ほど個別のところのご対応をお願いしたいと、ピクトグラムと写真の説明ですね。こちらについても、もう一度、再検討をお願いいたします。

(4) 第5章について

(会長)

それでは、最後のところになりますが、第5章の計画の推進についていただきたいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局)

資料につきましては、42ページ以降になります。第5章につきましては、第1節のところを赤字にしておりますが、全体的に構成を見直しております。

前回まで、学校・家庭・地域・行政の役割としまして、それぞれの立場で取り組んでいくことなどを記載しておりました。今回は、そちらについては、こどもとか市民の役割が見えにくいというようなご意見がありまして、「学校や家庭におけるこどもの教育」、また「市民の参画」として項目を設けまして、再度、修正しております。

なお、「市民の参画」につきましては、いろいろな方との意見交換のと、協働活動ができるように記載しております。

44ページになりますが、指標につきましては、前回の審議会でも申しましたとおり、第3次計画におきましては、参考指標としております。施策が指標に引っ張られることのないよう、今回につきましては、参考指標といたしました。こちらの参考指標につきましては、あくまでも参考としておりますので、必要に応じて、ほかの数値を用いて自己点検評価の中で振り返りはしていきたいと思っております。

(会長)

それでは、第5章ですね。42ページから44ページですけれども、ご意見等ございましたら、お願いします。

(委員)

ぱっと読みかけのやつ、ちょっと分からないのですが、第5章で「本計画を推進するために」云々で、「すべての人が」のが、これ「市民」という格好にしないのは、意味はないのでしたっけ。ほかは全部「市民」という格好で盛り込んできとるのですが、これ、「人」という広範囲にした意味。「すべての市民が」ではあかんのですかと思ったりしとるので。

それと、44ページなのですが、基本施策1関連というところでは、学校教員という「教員」の名前を使って、あとの基本施策9に関連するところは「教職員」という格好であつとるのですか。それと、基本施策の1とか基本施策の2とかは、「児童生徒」という格好になつとるのですが、基本施策4の関連については、真ん中にポツが入っておるのですが、この区別はどういう意味で区別してあるのですか。

(事務局)

44ページの参考指標も私のほうから回答させていただきます。

まず、黒四角の上から三つ目、「学校の教員は」、基本施策9関連は「教職員は」とさせていただいているのですが、ここは全国学力・学習状況調査の説明をそのまま抜き取った表現になっております。かぎ括弧をつけておりますので、そのとおり書かせていただきました。ほか、この後の回答も含めて、ここを分かりやすくするかどうか検討させてください。

それから、真ん中辺の基本施策4の黒四角の「運動が好きと思っている児童・生徒の割合」、ほかのところは「児童生徒」と書いているのも、この調査がこのように書いているのを書かせていただいておりますが、委員がおっしゃるとおり、読み手にとってちょっと分かりにくいと感じるところもありますので、先ほどのものと含めて検討させてください。

(事務局)

1点目の「すべての人」というのは、これは教育に関わる人、これは市民だけではなくて、教員とか警備員も含めてですけども、市民だけではありませんで、そういう教育に関わる人という意味での「人」でございます。

(会長)

よろしいですか。そのほか、いいですか。

(委員)

先ほど委員がおっしゃっていた「教育にかかわるすべての人」という表現に関しては、これだとえらい限定的だなと思います。教育にかかわる人ということですね。認識がない人にとっては、ここは関係がないというこ

とになっちゃうので、「すべての人」だけでもいいのかなと思います。

それと加えて、新しく修正された（１）の「学校や家庭におけるこどもの教育」という表現に関しては、ごめんなさい、これ、繰り返しになりますが、学校や家庭以外の方は、こどもたちのこともここには必要かなと思いますし、社会教育におけるこどもの教育についても、以前のほうには書かれていたので、そこは表現を残しておいていただきたいと思います。こどもの教育に関わるのは、学校や家庭の人が中心になってくる部分もあるのかもしれませんが、丹波市のところではないということで、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動といらっしゃると思いますので、そこは社会教育や地域に向けてのこどもの教育の表現を一行、加えておいていただきたいと思います。

紙にも出していますが、この辺は「市民の参画」ということで、表現を入れていただいてありがとうございます。やはり教育に関して、しっかり市民の声を聞いたりとか、当事者であるこどもたちの声も聞いたりということを、しっかりこの推進体制の中で表現していただければなと思っています。なので、もう少し、加えていいのであれば、こどもたちの意見をしっかり聞きますよということは入れてもらってもいいのかなと私としては思っています。

（事務局）

今回、（１）に「学校や家庭におけるこどもの教育」としまして、（２）に「市民の参画」を入れております。こちらの市民につきましては、多様な主体というところで、後段に書かせていただいております、いろいろな人との関わりは、こちらで記載をしております。

あと、具体的にこどもの意見というところでございますが、この計画を進めるに当たっての大きな項目、大切な視点としております「こどもまんなか社会」というところで、全体的にこどもの意見を尊重されるべきであるということは大前提として踏まえておりますので、特にここに「こども」という文言は入っていないのですが、こどもも含めた市民の参画というところでは、こちら記載させていただいております。

（委員）

ご説明ありがとうございます。大前提として踏まえてというのは、書けばいいのじゃないかと思っています。そこを書くということは「こどもまんなか社会」を実現するということをはっきり示すことになると思うので、僕は書いていただきたいと思います。本気で目指すなら、目指せばいいと思うのです。なので、書いたらいいと思いますし、やはり今の説明で、こどもの教育が学校や家庭だけのものというような表現をまたあえてされるのはちょっと違うかなと思うので、しっかりここに地域という言葉を入れていただきたいと思います、私としては思います。これ、読んだときに、こどもの教育は学校や家庭のことなのだなと読み取れてしまうので、多分、そうじゃないことを目指そうとしています。最初の諮問の中でも、多分、最初、事務局がお答えになったと思いますが、今回の計画は学校教育・社会教育・生涯学習、連続性を示すものとおっしゃっていたと思いますので、そこは入れていただきたいと思います。

（会長）

そのほか、意見のある委員、お願いいたします。

（委員）

話、違うことなのですが、参考指標の中で、今回、赤字で、図書館サポーターの活動実績人数が入っております。必要なことであるし、大切なことだなと思うのですが、そのほかとの違いが、一つだけ活動人数という、すごく、どういいますか、実績ベースになっているのです。ほかのはその市民とかこどもたちの思いとか、そういうものの割合でなっているの

すが、ここだけ何か実績人数となると、何かほかにもいろいろな実績部分も出てこようかと思うので、この文言だけちょっと気になります。例えば、図書館で十分読書できているとか、満足しているこどもの割合だったら、まだいいのですが、ちょっとここだけ思いました。

(事務局)

こちらにつきましても、委員さんのご意見の中から、図書館に関する指標がないということで、何かしらつけたほうがいいという考えから、最後に取り入れているのですが、ページで言いましたら、39ページのところが、取組の中で、「親しみを感じる図書館づくり」ということで、今現在も図書館のあり方ですとか、来年度、子ども読書推進計画とかを策定をするのですが、「親しみを感じる図書館づくり」ということをしようと思うと、やっぱり市民参画ということが大事だろうというところから、今現在、図書館のほうで、実数として把握をしている数値がここにくればいいのではないかとということで、何々の割合ということは、ちょっと絞れていませんが、今、実際使っている数字で、市民参画によって、親しみを感じていただけるような図書館づくりに合った指標をここで加えています。

ですから、委員さんがおっしゃいますように、実数ということになりますので、これからまた図書館のあり方等、検討していく中で、そういう満足度調査というように含めてやっていくということになれば、そう考えていきたいと思えますけれども、今の段階で取り組むのはこの数字とします。

(会長)

そのほか、ないですか。

(事務局)

委員さんからご意見をいただいております、「学校や家庭におけるこどもの教育」というふうに、当然、学校と家庭だけではないということは、もちろん認識しておりますが、やはり教育基本法においても、保護者は教育について第一次的な責任があつてというものもありますので、中心的になるという意味で、学校と家庭というのをこどもの教育に特出ししているという感じになっています。

市民参画のところで、地域や各種団体、企業等を書かせていただいておりますので、こういう表現になっているということが駄目なのかどうか、審議いただけたらと思います。

(委員)

家庭がとても大事ということは、全く異論はありません。だけど学校と家庭をセットにして書くのであれば、地域も入れてよということだと、今の丹波市の進められている教育はそうだと思います。なので、家庭だけにして、学校と地域という書きぶりでもいいのかなと思うのですが、それはどっちが大事かということではなくて、両方大事ということだとは思っています。

本当に心配するのは、市民が読まれたり、学校の先生が読んだりしたときに、こどもたちの教育、学校と家庭なのだねと読めてしまうので、そういう何か、あまり先生にプレッシャーかけるのも違うかなと思うのです。なので、そこは、家庭が特出しされるのは、全然、違和感ないのですが、学校と地域は、もう並列に並べるべきではないかなと思っています。

(会長)

この点については、ちょっと事務局にもう一度、再検討していただきたいなと思います。その上で、パブコメに向かっていただきたいと。

あとは、委員が言っていた、「すべての人」というところに関して言えば、もし変えるとすれば、教育に関わるというのは、そうなるのであれば、「すべての人が教育を自分ごととして捉え、相互に連携、協力して取り組むことが大切です」というほうが、事務局の意図に近くなる

のじゃないかなと思うので、この点と、あと今、委員がおっしゃっていた、その「地域」ということを入れるのかについては、またちょっと事務局内でご検討いただきたいと思います。なので、ちょっと宿題という形で。

(委員) こどものことも。すみません。

(会長) こどもの意見を聞くということですね。そのあたりもちょっと、いま一度ご検討をしていただきたいと思います。

それ以外で何かありますか。よろしいですか。それでは、本日も長時間にわたり、ありがとうございました。

では、皆様方の議論のおかげで、何とかパブリックコメントに進めることができそうです。

次第3 今後のスケジュール案

(会長) それでは、今後のスケジュール等について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局) 次第のほうに、3番としまして、今後のスケジュール案として載せております。こちらにつきましては、若干、日程が変更になる可能性もありますが、現在での予定を書かせていただいております。

この審議会を受けまして、9月12日に議会のほうで総務文教常任委員会がありますので、そちらのほうに、この素案を提出したいと思っております。それが済みましたら、パブリックコメント、1か月間の期間を取りたいと思っております。パブリックコメントが終わりましたら、またこちらで、審議会ということで、第13回目、開催しまして、この13回目の審議会におきまして、答申というものとして案を固めていただきたいと思います。答申が済みましたら、今のところ、定例教育委員会を11月21日に予定しておりますので、こちらに間に合うようであれば、ここで答申ができるかなと思っております。それを踏まえて、12月に議会提案といった流れになっております。

(事務局) 1点だけ、確認をお願いしたいのですが、今回、今日の審議会で、事務局で検討となった分について、もうこれは事務局で検討させていただいて、そのものをもって、パブリックコメントさせていただいたらということかどうかの確認だけをお願いしたいと思います。

(会長) 正副委員長に出してもらって、ちょっと事務局と協議しましょうか。それは。なので、パブコメ前の案については、私たちにちょっとご一任いただいてということで、お願いいたします。

(委員) パブリックコメントに関して、前回、意見書も前も書かせてもらっているのですが、私、市民活動支援センターの職員として、パブリックコメントをみんなで書こうみたいな会をやっていて、市民参画をいろいろな提供をこれまでもしてきています。やはり、単にこうやっていますというだけでは、なかなか市民の方には読んでもらえなかったり、意見を書いていただけなかったりということあると思います。そのあたり、ここもしっかり市民の皆さん、こどもたちも含め、できるだけ読んでいただいて、ご意見をいただくという機会を、事務局側には積極的に取り組んでいただきたいと思います。なので、総合計画では恐らくやっていますよね。計画説明会と意見、何かそこでするみたいなこと。現状、事務局のほうでは、

この教育振興基本計画では、そういった機会を設けるのかどうか、ご検討可能なのかどうかということをちょっと確認したいなと思います。

(会長) それ、どういう会なのですか。

(委員) 我々がやっているのは、パブリックコメントを、うちのセンターの職員が解説をして軽く、何でもこういう計画をつくられているのかとか、中身についてもポイントを絞って、参加者の方に説明した上で、皆さんと意見交換をします。実際、書くまではいかないのですが、後ほど、期限の間にパブリックコメントを書いてくださいねということを、我々がサポートするような活動、センターのほうではやっています。センターとして、そういうことは依頼があれば一緒にやっていくということは今までもやっていることなので、ぜひ、検討いただければなと思います。もちろん、事務局側が常時やっていくということ、全然問題ないと思うのですが、この計画ができたのだよということを、市民に知ってもらって読んでもらうという投げかけをやっていただけたらなと思います。

(会長) このあたりの周知徹底については、きちんとしていただければなと思います。ほか、よろしいですか。

次第4 次回の審議会日程

(委員) すみません、次回の日程について、ちょっとお願いがあるのですが。都合を言って、申し訳ないのですが、11月は1年間で最も出張も多くて、最も忙しい月です。この会は私の中でも優先すべき会かなと思っていまして、ただ、ほかの用が先に入ると、そちらをキャンセルしにくいということも考えられるので、できるだけ早く決めていただけたら、最優先で入れられるのですが、調整をお願いします。

(会長) 分かりました。じゃ事務局、お願いします。

次第5 閉会あいさつ

(副会長) どうも、審議員の皆さん、ご苦労さまでございました。いろいろとこれまで話し合ってきたことの総まとめという形で、今回、お話ししてきたわけでございますけれども、たくさん事務局から出ました案件につきまして、修正してもらわないといけないところもありますが、最終的には、委員長から言われましたように、事務局と私たちのほうで、最終的に基本計画の素案をつくって、9月の12日、この総務文教委員会へ提出するとなるわけですね。それまでにしなきゃいけないと思っております。だから、今日、皆さんから出ました意見のところで、参考にしなくてはいけないところは、また入れなくてはいけないところ等あると思いますので、その辺はこちらのほうで、一緒に事務局と考えて、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしております。

大変、長時間、審議のほうしていただきまして、本当にありがとうございました。簡単ではございますけれども、これを持ちまして、第12回の丹波市教育振興基本計画審議会を終了させていただきます。本当に皆さん、ご苦労さまでございました。また、いろいろとお世話になりますが、よろしく願いいたします。